

平成 15 年 8 月 25 日

報道機関各位

社団法人 日本証券投資顧問業協会

投資一任契約に係る議決権等行使指図に関するアンケート集計結果の件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 7 月に当協会投資一任会員に対して実施した、標記アンケートの集計結果が別紙のとおりまとめましたので、概要をご案内申し上げます。

当協会は、投資一任会員の議決権等行使指図について、昨年 4 月、自主規制規則「投資一任契約に係る議決権等行使指図の適正な行使について」を制定しております。本アンケートは、投資一任会社の議決権等行使指図に関する内部体制や行使状況について現状把握を行うために実施したもので、昨年 10 月に続き第 2 回となります。

敬具

本件に関するお問い合わせ先：協会事務局（広報担当） 高谷・水谷（03-3663-0505）

投資一任契約に係る議決権等行使指図に関するアンケート結果の概要

調査対象会社数	123社
有効回答会社数	93社（国内株式を運用対象としない等の会員が除かれている。）
調査基準日	平成15年6月30日
対象となる株主総会の開催時期	平成15年5月、6月開催分

なお、質問項目により回答会員数に違いがあるため、各項目ごとに回答会員数を記載している。

・自主規制規則の順守状況等について

（議決権等行使指図を行う旨規定している契約件数の割合）

1. 投資一任契約に、国内株式の議決権行使指図を行う旨規定している契約件数の割合は86%と前回調査の77%から上昇した。

（スクリーニング基準・ガイドラインの作成状況）

2. 議決権等行使指図にあたって、スクリーニング基準もしくはガイドラインを作成している会員は76社（回答会員数93社）であった。主なスクリーニング基準は、取締役選任基準45社、反社会的行為35社、収益基準33社、監査役選任基準30社（回答会員数50社）で、前回調査との比較では、取締役選任基準や反社会的行為の構成比が大きく上昇した。経営判断のスピード化や企業のガバナンス機能の強化を求める動きを受け、取締役会のスリム化や社外取締役導入への関心が高まったほか、企業の不祥事が重なったことなどがこれらの背景にあると考えられる。

（厚生年金基金連合会策定の株主議決権行使基準）

3. 本年2月に厚生年金基金連合会が「厚生年金基金連合会 株主議決権行使基準」を策定しているが、この基準を参考にして自社のスクリーニング基準の一部改訂を行った会員は15社（回答会員数93社）であった。

（議決権等行使に係るコスト負担・業務量）

4. 議決権等行使の社内体制を整備したことによりコスト負担増となった場合、そのコスト負担増分を従来からのフィーでカバーできていない会員は、35社（回答会員数49社の71%）と前回調査の22社（同33社の67%）から増加した。

また、議決権等行使指図に係る会員1社あたりの人日（人数×日数）も、前回調査の115人日から308人日に大幅に増加した。

(専任担当者の設置)

5. 議決権等行使指図に係る専任担当者を通年で設置している会員は35社(回答会員数92社)で、うち他業務を兼務している会員は34社、兼務していない会員は1社であった。兼務担当者の議決権等行使指図業務のウエイトは1社あたり平均13%であった。

(議決権等行使指図に係る業務部門)

6. 議決権等行使指図の判断の原案作成部門は、運用部門とする会員が53社、調査部門とする会員が25社であった(回答会員数89社)。また、判断の決定権者は運用部門とする会員が41社、特別に編成した議決権等行使指図のための組織とする会員が24社、社長・CIOとする会員が10社(同90社)であった。

・今年5・6月の株主総会における議決権行使状況

(会社提出議案に対する反対・棄権の状況)

7. 会社提出議案に対して反対・棄権をした会員は、56社(回答会員数93社)と前回調査の45社(同117社)から増加した。反対・棄権した企業数は会員1社あたり平均8.8企業(1社あたり平均企業数4.44企業に対し20%)と前回調査の3.2企業(同4.14企業に対し8%)から増加した。議案件数も、会員1社あたり平均1.46件(1社あたり平均議案件数2,376件に対し6%)と前回調査の6.7件(同2,214件に対し3%)から増加した。

反対・棄権した主な議案は、退職慰労金関係議案が43社、利益処分案関係議案および取締役選任関係議案が37社、監査役選任関係議案が30社であった。また、商法改正により、株主総会特別決議の定足数の引下げが可能となったが、これを受けた定款等変更議案に対して反対・棄権をした会員が21社と前回調査の2社から大幅に増加した。

(株主提出議案への賛成の状況)

8. 株主提出議案に対して賛成した会員は、36社と前回調査の17社から増加した。賛成した企業数は会員1社あたり平均3企業(1社あたり平均企業数9企業)、議案件数は会員1社あたり平均6件(同37件)であった。

(議決権等行使に際しての情報収集等)

9. 招集通知の内容以外に追加の情報を企業あるいは他のソースから収集したとする会員は53社(回答会員数80社)であった。

また、事前に企業側から議案内容の説明があったとする会員は10社(回答会員数81社)あったが、うち8社は、議決権等行使の方針決定に際し

て大きな要素とならなかったとしている。

(招集通知の記載内容)

- 1 0. 株式発行会社の招集通知に記載されている内容が、議決権等行使の判断にとって十分な情報を盛り込んでいるとする会員は17社（回答会員数80社）に止まった。

(助言機関の活用状況)

- 1 1. 助言機関を活用している会員は、33社（回答会員数84社）と前回調査の27社（同98社）から増加した。日本株・外国株の両方活用の会員は17社、日本株のみ活用および外国株のみ活用はいずれも8社であった。助言機関活用の費用負担については、前回調査同様33社全てが自社負担としている。また、助言機関の助言内容と異なる判断を行ったケースのあった会員は15社、助言機関から助言以外に指図書の送付等事務代行等のサービスを受けた会員は13社であった。

(株式発行会社に対する評価)

- 1 2. 株式発行会社に対する評価の状況は次のとおりで、企業業績の回復に伴う増配や復配の動きを評価する声が比較的高い（回答会員数84社）。

	評価できる	あまり評価できない	殆ど評価できない
総会招集通知の早期発送	27%	49%	24%
株主総会開催時期の分散化	12%	43%	45%
発行会社のディスクロージャー	27%	62%	11%
株主への利益還元意識の向上	36%	59%	5%

(その他意見等)

- 1 3. 株式発行会社への要望として、招集通知の早期発送、株主総会の開催時期の分散化、ディスクロージャーの一層の充実を挙げる声が複数見られた。また、議決権行使に関する顧客からの要請が強まるなか、各会員ともコスト負担の問題に頭を悩ませている様子が見てとれたほか、顧客への報告フォーマットや信託銀行への指図方法・様式の違いが作業の非効率を招いているといった声も聞かれた。

以上